

新型コロナウイルス対策林業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経営が悪化した林業者が、新型コロナウイルス対策林業経営安定資金の借入に伴い独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の保証を受ける場合に、林業者の負担軽減を図るため林業者が負担する保証料の一部を助成する市町村に対して、予算の範囲内において、保証料助成に係る補助金を交付し、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 市町村が、次に掲げる条件により、保証料の助成を行う場合において、知事は、当該市町村に対してその助成に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 保証料助成対象資金は、新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項第2に定める新型コロナウイルス対策緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という。）とする。

(2) 対象となる林業者は、以下の要件を満たす者とする。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により林業収入が10パーセント以上減少している、又は10パーセント以上減少することが見込まれる者。

(3) 保証料助成の対象保証料率（以下、保証料助成率という。）等は、別表1に定めるものとする。

(4) 保証料助成の期間は、貸付期間とする。ただし、当初計画における貸付期間を原則とし、延滞等を理由に延長となった期間は含まない。

(5) 保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に別表1に定める助成対象保証料率を乗じて得た額とする。

(保証料助成の承認)

第3条 保証料助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関から融資決定及び基金の債務保証を受けたのち、次のアからイまでに掲げる書類を、市町村に提出するものとする。

ア 保証料助成承認申請書（別記様式1号）

イ 新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項別記第4号様式「農林漁業収入減少等調書」の写し。

2 市町村長は、第1項の規定により提出された書類を受理し、適当と認めるときは保証料助成費補助対象事業承認申請書（別記様式2号）に当該書類の写しを添えて、知事に提出するものとする。

- 3 知事は、第2項の規定により提出された書類を受理し、相当と認めるときは保証料助成費補助対象事業承認通知書（別記様式3号）を市町村長に交付するものとする。
- 4 市町村長は、第3項の通知を受けたときは、交付希望者に保証料助成承認通知書（別記様式4号）を交付希望者に交付するものとする。

（助成金の交付申請）

第4条 交付希望者は、保証料助成金交付申請書（別記様式5号）を翌年1月31日までに市町村に提出するものとする。

（助成費補助金の申請と交付決定）

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度2月20日までに、規則第3条第1項に基づく保証料助成費補助金交付申請書（別記様式6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）保証料助成額補助金額計算書（別記様式7号）
- （2）保証料助成費計算書（別記様式8号）
- （3）収支決算書（別記様式9号）

2 知事は、前項に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、市町村長に対し規則第6条に基づく保証料助成費補助金交付決定通知書（別記様式10号）を交付するものとする。

（助成費補助金の交付請求及び交付）

第6条 市町村長は、補助金の請求をしようとするときは、規則第16条第1項に基づく保証料助成費補助金交付請求書（別記様式11号）を知事に提出しなければならない。知事は、提出された保証料助成費補助金交付請求書を受理し、相当と認めるときは、市町村長に交付するものとする。

（助成費補助金の額の確定）

第7条 第5条第2項の保証料助成費補助金交付決定通知をもって、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知があったものとみなす。

（証拠書類の保管）

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

（調査及び報告等）

第9条 知事は、保証料助成費の交付に関し、必要があると認められた場合は、助成費の交付を受けた者及び市町村の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(資金の目的外使用に伴う取り扱い)

第10条 新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項第10の2の規定により利子補給に係る補助対象事業承認及び利子補給承認が取り消された場合は、県は市町村に対して保証料助成費補助対象事業承認を取り消し、市町村は保証料助成者に対して保証料助成承認を取り消すものとする。

2 新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項第10の3の規定により、利子補給費補助金及び利子補給金の返還が命じられた場合は、県は市町村に対して既に交付した保証料助成費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村は保証料助成者に対して既に交付した保証料助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和2年3月19日に施行し、令和2年3月9日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス対策林業経営安定資金の保証料助成の対象保証料率等

別表1

資金種類	保証料助成前	助成対象保証料率 (B)	市町村保証料助成率		保証料助成後
	保証料率 (A)			うち県補助率	保証料率
新型コロナウイルス対策緊急支援資金	農林漁業信用基金の定める保証料率	(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率と同じ率	(B)欄の率の1/2以内	0.0%